

## 随 意 契 約 理 由 書

業 務 名	第二庁舎内部改修設計その2委託
履 行 場 所	旭川市7条通10丁目
業 務 概 要	第二庁舎内部改修の計画変更に伴う実施設計
契約年月日	令和5年2月24日
契約の相手方の商号・住所	空間工房シリウス（有） 代表取締役 池本 裕治
契約金額	1, 375, 000円
契約の相手方の選定理由	<p>本業務は、「第二庁舎内部改修設計委託」の業務完了後に計画の変更が生じたことから、当該業務で作成した設計図等を修正及び追加作成する業務である。</p> <p>第二庁舎改修は、関連工事の電気設備工事の納期がかかる資材に対応するため、分離発注する「第二庁舎内部改修設備設計その2委託」を令和5年7月に完了させなければならず、本業務も業務履行上密接な関係があることから平行して設計作業を進め完了させる必要がある。</p> <p>本業務の履行は、施設の現地調査や現設計を実施している者が行うことで、施設の現況や現設計内容の把握に要する時間が不要となり、同年7月に本業務を完了させることができ、かつ、これにより現地調査費用等の経費削減も見込まれる。</p> <p>また、他の者による業務履行となる場合、施設の現況把握等に1ヶ月程度が必要なことから、所要の期限内での業務履行が困難である。</p> <p>以上のことから、本業務は、当初の設計業務を履行した者を相手方として随意契約を締結することが適当である。</p>
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第 6 号

## 随 意 契 約 理 由 書

業 務 名	第二庁舎内部改修設備設計その2委託
履 行 場 所	旭川市7条通10丁目
業 務 概 要	第二庁舎内部改修の計画変更に伴う設備実施設計
契約年月日	令和5年2月28日
契約の相手方の商号・住所	(株)ビーゴーイング 代表取締役 林 浩三
契約金額	2,640,000円
契約の相手方の選定理由	<p>本業務は、「第二庁舎内部改修設備設計委託」の業務完了後に計画の変更が生じたことから、当該業務で作成した設計図等を修正及び追加作成する業務である。</p> <p>本業務の履行は、電気設備工事の納期がかかる資材に対応するため、令和5年7月に完了させなければならず、建築設備の現地調査や現設計を実施している者が行うことで、建築設備の現況や現設計内容の把握に要する期間が不要となり、同年7月に本業務を完了させることができ、かつ、これにより現地調査費用等の経費削減も見込まれる。</p> <p>また、他の者による業務履行となる場合、建築設備の現況把握等に1ヶ月程度が必要なことから、所要の期限内での業務履行が困難である。</p> <p>以上のことから、本業務は、当初の設計業務を履行した者を相手方として随意契約を締結することが適当である。</p>
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第 6 号